

令和 2 年 6 月 4 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：港振興業株式会社
住所：大阪府大阪市西区九条南 2-16-23
2. 入札参加資格停止期間：令和 2 年 6 月 4 日から令和 2 年 7 月 3 日まで（1ヶ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要：

本件は、港振興業株式会社の元代表取締役が、架空の外注加工費を計上する方法により所得を秘匿した上、平成 26 年 7 月 1 日から同 27 年 6 月 30 日までの事業年度について、内容虚偽の法人税確定申告書を提出し、平成 27 年 7 月 1 日から同 28 年 6 月 30 日までの事業年度について、内容虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、もって同社の法人税及び地方法人税を免れた。

これにより、令和元年 11 月 27 日に大阪地方裁判所において、法人税法及び地方法人税法違反により同社の元代表取締役は懲役 1 年（執行猶予 3 年）、同社は罰金 600 万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

5. 入札参加資格停止措置理由：

港振興業株式会社の元代表取締役が、法人税法及び地方法人税法違反により起訴されたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 17 年 11 月 30 日付要領第 96 号）別表第 2 第 12 号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措置要件	地域及び期間
（不正又は不誠実な行為） 12 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課